

# 入札にあたっての注意事項

入札参加者におかれましては、「一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書」（以下「実施説明書」という。）を熟読され、次の項目を再度ご確認のうえ、入札してください。

## 1 入札書

- ①入札金額を、インクまたはボールペンで記入し、数字はアラビア数字ではっきりと記入する。（訂正は絶対不可）
- ②申込者の住所、氏名を記入し、入札参加申込書と同じ印鑑（実印）で押印をする。  
(申込者の名義で売買契約、所有権移転登記をします)
- ③代理人が入札する場合、代理人の住所、氏名も記入し、押印をする。  
(この場合「委任状」の提出必要。委任状と入札書は同一の印鑑を使用する)

## 2 封筒には

- ①申込者氏名を記入する。
- ②代理人が入札する場合は、代理人氏名も記入する。
- ③入札書を1枚だけ入れて、封をする。（委任状は、封筒に入れないので持参する。）

## 3 入札保証金

現金又は銀行振出小切手で、入札日当日の入札執行時刻の15分前から入札執行時刻までの間に入札会場で納付する。

## 4 契約の締結等

落札者には、落札決定の翌日から令和8年2月20日（金）までの間に売買契約の締結を行っていただきます。また、契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付いただき、残金を契約締結の日から30日以内に納付していただきます。（契約締結と同時に売買代金全額を納付することもできます。）

## 5 入札の無効

次の項目に該当する入札は、無効となります。

- ① 入札の資格がない者が行った入札
- ② 記入事項について、必要な文字を欠く、または判読できない入札
- ③ 入札金額を訂正した入札
- ④ 入札保証金を納付しない、またはその金額に不足がある入札
- ⑤ 一つの入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- ⑥ 代理人による入札において、委任状の提出がない入札
- ⑦ 申込者またはその代理人が他の入札代理人となり行った入札
- ⑧ その他「実施説明書」において無効とするもの